



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 DEC (Vol.56)

CONTENTS

海外拠点ニュース各拠点の紹介：ニューヨーク駐在員事務所	2
株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所	2
2022年 中国の休日	4
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	4
新興国ニュース 第56回メキシコ・ミャンマー最新ビジネス情報	6
株式会社東京コンサルティングファーム	6
【インドネシアと日本のどちらの国で税金を支払うか？-②】＜インドネシア＞	12
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 米国公認会計士 加藤 豪氏	12
タイ法務よもやま話【個人情報保護法のプレ解説—来源と本質的特徴】	14
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	14
日本国弁護士 萩野 敦司氏	14
特別再投資控除 (RA) ＜マレーシア＞	16
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) Managing Director	16
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	16
韓国駐在員日記	18
スターシア (中国・アジア進出支援機構支援メンバー) 公認会計士 公認不正検査士 申原 侑祐氏	18
中国個人情報保護法の施行	20
株式会社マイツ国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	20



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

各拠点の紹介：

ニューヨーク駐在員事務所

株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所

中国銀行には海外拠点として1支店（香港支店）、4駐在員事務所（上海、シンガポール、バンコク、ニューヨーク）があり、その他ベトナムにもトレーニーを派遣し、お客さまの海外ビジネスをサポートしています。まずは海外拠点自身を知っていただくために各拠点を紹介します。

今回はニューヨーク駐在員事務所をご紹介します。

1. 事務所紹介

ニューヨーク駐在員事務所は、中国銀行の海外拠点の中で唯一アジア以外の地域に位置し、ニューヨークの玄関口であるジョン・F・ケネディ国際空港から車で約30分のミッドタウンにオフィスを構えています。ミッドタウンは多くの高層建築や商業施設、専門店があり、経済活動が非常に活発な地域になります。

従来はワールドトレードセンター内に支店を構えていましたが、2001年9月に発生した米国同時多発テロの影響により、2002年4月からは駐在員事務所へ形態を変更し業務を行っています。



2. スタッフ紹介

スタッフは日本からの派遣行員1名、ローカルスタッフ2名の合計3名で運営しています。

【事務所長 辰己】

ニューヨーク駐在員事務所へ赴任して2年が経過しました。米国は世界に先駆けてワクチンの本格接種を開始したこともあり、最近は経済再開に向けた動きが本格化していましたが、オミクロン株の発生に伴い経済再開のスピードが鈍化することが懸念されています。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、世の中のライフスタイルやビジネス環境などが大きく変化し、「非対面・非接触」という新たな常識が生まれました。私が赴任して以降もお客さまとお会いできる機会は極端に減少していますが、一方で、「人とのつながり」をより大切に感じることもできる貴重な機会ともなりました。

今後はお客さまと直接お会いできる事を心待ちにしながら、引き続きオンラインツールなどを含めた様々な手段を用いて、現地の生の情報をお届けしたいと考えています。

【写真：辰己所長】



【スタッフ 中村】

主に英語での情報収集や翻訳、経費支払事務などを担当しています。2014年4月に入行してから早くも7年経ちました。

現在のニューヨーク市内では、屋内でのマスク着用、ワクチン接種証明書の提示、入場者数制限などの制限があるものの、街は次第に活気と樂觀気分を取り戻しつつあります。しかし、12月2日にニューヨーク市内でもオミクロン株感染者が発生し、まだ新型コロナウイルスとの戦いは終わっていないことを自覚させられています。

新型コロナウイルスの発生に伴い、長い間当事務所にお客様をお迎えすることができておりませんが、できるだけ早く多くのお客様と対面でお会いできることを楽しみにしております。

【写真：中村】



【写真：Mark】



3. お客様へのメッセージ

当事務所は米州および欧州を管轄地域とし、現地最新情報の提供や専門家紹介などを行っています。

2019年12月からは新たなメンバーとして米国人スタッフ（Mark）も加わり、現地の専門的な情報も取得できる体制を構築しています。何かお困りの際には、お気軽にお声がけを頂けたら嬉しく思います。

ニューヨーク駐在員事務所

所在地：

150 East 52nd Street, 17th Floor,

New York, NY 10022 USA

TEL： 212-371-7700

FAX： 212-371-7173



2022年 中国の休日

株式会社中国銀行 上海駐在員事務所

中国国務院が2022年の休日を発表しました。

中国の祝日は、①元旦（新暦1/1）②春節（旧正月、旧暦1/1～3）③清明節（春分から15日目、新暦4/5前後）④労働節（メーデー、新暦5/1）⑤端午節（旧暦5/5）⑥中秋節（旧暦8/15）⑦国慶節（建国記念日、新暦10/1～3）で、合わせて11日となっています。

中国では、法定休日にかからぬ前後の土曜・日曜日の公休日と振替える政策をとっており、長期休暇前後には土日出勤が発生する場合があります。来年の休日は次のとおりです。

① 元旦休暇（3連休）

月	火	水	木	金	土	日
12/27 出勤	12/28 出勤	12/29 出勤	12/30 出勤	12/31 出勤	1/1 法定休日	1/2 休日
1/3 休日	1/4 出勤	1/5 出勤	1/6 出勤	1/7 出勤	1/8 休日	1/9 休日

② 春節休暇（7連休）

月	火	水	木	金	土	日
1/24 出勤	1/25 出勤	1/26 出勤	1/27 出勤	1/28 出勤	1/29 振替出勤	1/30 振替出勤
1/31 振替休日	2/1 法定休日	2/2 法定休日	2/3 法定休日	2/4 振替休日	2/5 休日	2/6 休日

③ 清明節休暇（3連休）

月	火	水	木	金	土	日
3/28 出勤	3/29 出勤	3/30 出勤	3/31 出勤	4/1 出勤	4/2 振替出勤	4/3 休日
4/4 振替休日	4/5 法定休日	4/6 出勤	4/7 出勤	4/8 出勤	4/9 休日	4/10 休日

④ 労働節休暇（5連休）

月	火	水	木	金	土	日
4/18 出勤	4/19 出勤	4/20 出勤	4/21 出勤	4/22 出勤	4/23 休日	4/24 振替出勤
4/25 出勤	4/26 出勤	4/27 出勤	4/28 出勤	4/29 出勤	4/30 休日	5/1 法定休日
5/2 振替休日	5/3 振替休日	5/4 振替休日	5/5 出勤	5/6 出勤	5/7 振替出勤	5/8 休日



⑤ 端午節休暇（3連休）

月	火	水	木	金	土	日
5/30 出勤	5/31 出勤	6/1 出勤	6/2 出勤	6/3 法定休日	6/4 休日	6/5 休日

⑥ 中秋節休暇（3連休）

月	火	水	木	金	土	日
9/5 出勤	9/6 出勤	9/7 出勤	9/8 出勤	9/9 出勤	9/10 法定休日	9/11 休日
9/12 振替休日	9/13 出勤	9/14 出勤	9/15 出勤	9/16 出勤	9/17 休日	9/18 休日

⑦ 国慶節休暇（7連休）

月	火	水	木	金	土	日
9/26 出勤	9/27 出勤	9/28 出勤	9/29 出勤	9/30 出勤	10/1 法定休日	10/2 法定休日
10/3 法定休日	10/4 振替休日	10/5 振替休日	10/6 振替休日	10/7 振替休日	10/8 振替出勤	10/9 振替出勤

なお、上記の休日カレンダーは2021年10月26日時点のものであり、今後追加・変更される場合があります。

以 上

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・電子メールアドレスや届出住所に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店または上海駐在員事務所までお願い致します。

株式会社中国銀行上海駐在員事務所

電 話：国番号86－21－6275－1988

FAX：国番号86－21－6275－1989

Eメール：cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第56回メキシコ・ミャンマー

最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はメキシコとミャンマーの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～メキシコ～

【2021 年度決算準備】

メキシコでは、1月1日から12月31日が課税期間となっており、翌年の3月31日までに確定申告を行う義務がございます。今回のニュースレターでは、決算準備に伴い、年次の法人確定申告前に対応すべき点を解説していきます。損をしないためにも、正しく税金計算がされているのかを確認する必要があります。

まず、会計データを見る際は、BS（貸借対照表）を見た上でPL（損益計算書）を見ていくという順番をお勧めします。

またメキシコの税務会計において一番に注意しなければならないことは、前年度に発行され、処理漏れとなった **Factura**（請求書）等は翌年度に損金算入させることが難しいという点です。

そのことから以下の項目に注意する必要があります。

①前払費用や立替金等、資産科目に不審な科目がないか（BS）

Factura が自社宛に発行され、支払も既に完了しているにも関わらず会計担当者が支払いデータと当該 **Factura** との照合をしていなかった場合、メキシコの会計担当者によっては、前払費

用や立替金等の資産科目でずっと残しているケースが多く見られます。

年度を超えてしまった場合、時間が経てば経つほど前払費用から損金算入費用への振替を行い計上するのが難しくなります。

特に金額が大きくなると、SAT（国税庁）から指摘されるリスクも増え、場合によっては、過去分の費用を損金算入費用に振替えることによってペナルティが課せられる可能性もございます。そのため、資産科目にその様な残高がないか確認する必要があります。仮に上記のような費用計上漏れがあった場合の対処方法としては、過去の **Factura** をキャンセル処理してもらい、再度今年度において再発行を依頼することが挙げられます。

②未回収債権の貸倒損失の処理（BS）

前提として貸倒損失を損金算入させる場合には、回収が不可能であると客観的に判断できることが条件となります。（メキシコ所得税法 25 条より）

判断基準としては、メキシコ所得税法の 27 条 XV 項に記載されております。

- 1) 元本が 30,000UDIS を超えない債権の場合
⇒発生した月から 1 年が経過した場合に貸倒損失として認められます。

但し、これを適用させるためには、債務者が未払の債務を益金算入させる必要があります。

- 2) 元本が 30,000UDIS を超える債権の場合
⇒裁判などで訴えを起こし、債権者が支払いの意思がないことを証明することが必要です。

- 3) 債権者が倒産手続きを宣言した場合や、債

権者の資産が不足していることが証明されている場合

UDIS(Las Unidades de Inversión)というのはメキシコ投資単位のこと、毎月 10 日と 25 日にメキシコ中央銀行でレートが公表されており、これを使用し計算します。

<https://www.banxico.org.mx/SieInternet/consultarDirectorioInternetAction.do?accion=consultarCuadro&idCuadro=CP150§or=8&locale=es>

2021 年 11 月 10 日時点の 30,000UDIS

6. $9891 \times 30,000 = 209,673\text{MXN}$

また上記の条件を満たし、貸倒損失を損金算入させる場合、該当債権の発生月から数えて翌年（2022 年）の 2 月 15 日までに SAT へ申告する必要があります。

例：2021 年 11 月に発生した債権の場合、2022 年 2 月 15 日までに SAT へ申告

③2021 年度中に発行された **Factura** に作成ミスがないか(PL)

前提として **Factura** に記載ミスがあった場合、（例：RFC（連邦納税者番号）が 1 文字違うなど）損金算入費用として計上が出来なくなります。

上記にも述べましたように昨年度の **Factura** をキャンセルし、当年度において再発行してもらえるのであれば問題はあります。しかし、年度を跨いでしまった場合は、2020 年度の損金算入費用として計上させることは出来ず、2021 年度の損金算入費用にするか、2020 年度において損金不算入費用とするかの 2 択となってしまいます。

但し、2021 年度の損金算入費用とする場合でも、サプライヤー等に **Factura** を再発行してもらうことが前提となりますので注意が必要となります。

④損金算入・不算入の条件を踏まえて損金算入費用できるものはないか (PL)

損金不算入費用に関しては、そのうち損金算入ができるものがないか、規定を再度確認する必要があります。それにより、本来であれば、損金不算入費用として計上していたものを損金算入費用として計上することができる可能性があります。

まず前提として、ビジネスを行う上で必要不可欠な費用であることということがあります、その他規定として下記のようなものが挙げられます。

- ・請求書は税務要件を満たすものであること
- ・請求書は税務当局認可印刷者により印刷されたもの、若しくは税務当局の認可を受けたものであること
- ・会計上、原価・費用・損失として帳簿に記載されていること
- ・2,000 ペソ超の支払いは小切手又は電子マネーにより行われること
- ・福利厚生は全社員（Director は含まず）への機会均等の要件を満たすこと
- ・個人又は専門サービスを提供する企業により、提供されたサービス及び個人への賃料の支払いについては、実際に現金が支出されていること
- ・海外からの輸入品については、関税等が支払われていること
- ・食事費用の 100%計上は、RFC 登録地住所より 50 km以上離れた場所で支出されたこと

また、損金計算の留意点としては、下記のような項目があります。

・棚卸資産

棚卸減耗損、棚卸評価損、廃棄損については、一定の要件を満たせば損金算入が可能です。減価償却費が会計上の計算と税務上の計算があります。

・減価償却費

会計上の計算に関しては、取得原価×法定償却率で決まるのですが、税法上に関しては、こちらにインフレ調整係数をかけます。

・中古資産

中古資産に関する耐用年数の規定はありません。

・引当金

貸倒引当金、棚卸資産引当金は、損金算入する事が可能です。

※ただし客観的に計上が合理的であると判断できるものに限る。

・配当

税引前利益・税引後利益のどちらを原資とするかにより、取り扱いが異なります。損金計算に影響はございません。

・PTU（労働者利益分配金）

翌年支払時に損金算入が可能となります。

最後に、損金不算入費用の注意点としては、売上原価に計上された年度ではなく、支払いが行われた年度において認識されなければなりません。

損金算入の主な項目に関しましては、所得税法 28 条に記載されております。

前払費用や立替金等の資産科目、貸倒損失の処理についても改めて精査し、不要な損失を避けるようにしていただきたいです。

～ミャンマー～

カテゴリー	名称	対象内容	期限 (原則)	期限 (実際)
会計・ 税務	DIOT	第三者間取引の 報告 (10 月分)	翌月末日	11 月 30 日
会計・ 税務	電子会計	電子会計情報の 報告 (9 月分)	翌々月 第 3 営業日	11 月 4 日
会計・ 税務	支払証明書	支払証明書の発行 (10 月分)	毎月 10 日	11 月 10 日
会計・ 税務	月次連邦税 申告・納付	連邦 (IVA,ISR,IEPS) 申告・納付 (10 月分)	翌月 17 日	11 月 17 日
会計・ 税務	月次地方税 申告・納付	地方税 (給与税等) 申告・納付 (10 月分)	地方税 (給 与税等) 申告・納付 (10 月分)	11 月 17 日
労務	月次 IMSS 申告・納付	IMSS 申告・納付 (10 月分)	翌月 17 日	11 月 17 日

【概況】

2021 年に入り、政治不安とコロナ蔓延のダブルパンチで深刻な影響を被っていたミャンマーですが、11 月 1 日現在、少なくともヤンゴン市内では、その影響は限定的になってきています。テロ攻撃の標的になるという恐れから、実際には登校しない家庭の方が多くなっていますが、教育省は 11 月 1 日より公立の小中高校を再開しており、今後も軍政下でできる限り国内の情勢を正常化させる試みが進むとみられます。



一方、市民の側では軍政に対する反発は強く、ゲリラ的な活動で、散発的な爆破事件が起きたり、民間銀行のKBZ銀行の支店が襲撃されたり、軍人を狙った事件が続発しています。国軍の側も地方都市では市民を攻撃しており、チン州での民家焼き討ちなど、多くの被害が出ています。

こうした中でも、ヤンゴンにおける市民生活はかなり盛り返しが見られ、市内交通、外出する人の量などは、コロナ前の水準に近付いていると言えます。ワクチン注射も、インド／中国産ではありますが、公募により実施されており、新規感染者数などの落ち着きを見ても、コロナの不安はある程度遠のいています。

国境はいまだ開放されておらず、ビザの有無によらず、救援便でなければ入国するのは難しい状況が続いています。一方、ミャンマーから日本への移動には、強制ホテル隔離なしの、自宅隔離が14日間求められます。

ビジネスとしては、名のある外資企業が撤退を表明する事態が続いており、国内全体でも新規法人登録数は前年比マイナス52%（約600社）と、新たにビジネスを始める要素は限定的です。

中央銀行の介入により、ミャンマーチャットは11月1日時点でUSD1=MMK1,800程度と、一定程度対ドル価格を改善してきていますが、根本的に外貨の欠乏した状態は改善していないため、国内送金、現金の入手、ドル等外貨への転換など、資金繰りの難しい状態が続いています。

【制度改正】

2021年10月1日時点で明確になった制度改正として、税務年度の変更、法人所得税率の変更がありましたが、その後、輸出収入の入金指示が下る一方で、市中の人民元と日本円の両替の許可などが行われ、また、ビザ関連で、

ステイパーミットの申請がオンラインでの実行になる等、各種変更がありました。以下、詳述します。

1. 税務年度変更

ミャンマーは統一会計年度であり、2020～2021年度については、10月～翌年9月、という会計年度でしたが、2018年まで継続していた、4月～翌年3月という会計年度に戻すという決定が、税制の詳細と共に発表されました。

これにより、移行期間となる2021～2022年度は2021年10月から2022年3月までの6か月間となり、法人所得税、個人所得税、商業税等の確定申告の期限は3か月後の2022年6月末となります。

法人所得税、商業税については税率が一定であるためほとんど問題にはなりません。個人所得税については累進課税でもあり、また税務年度中の滞在日数によって居住者／非居住者の認定がなされるところ、期間が半年となる点で調整がなされます。

具体的には、居住者の認定は通常、年間183日以上滞在中で全世界所得での課税（ミャンマー国外での就労の対価についても課税されること）となりますが、2021～2022年度ではその半分、92日以上滞在中で居住者認定がなされます。また、課税所得については、該当の所得を2倍した金額を累進課税で税額計算し、そちらを半額にすることで納税額とする計算になります。

2. 税率変更

企業活動の停滞、外国人駐在員の減少により、

税収は著しく落ち込んでいると考えられますが、それにもかかわらず、国軍はコロナにより落ち込んだ経済を立て直すとして、法人所得税を25%から22%まで下げることを行っています。

更に、個人所得税では、もともと累進課税ではあっても、最高税率が適用される所得水準がMMK30,000,000と、低く設定されていたところ、こちらがMMK70,000,000まで引き上げられ、全体として適用税率が下がりました。

詳細な税率は以下の通りです。

(変更前)

段階	所得額 (～2021年9月)		税率
	MMK	MMK	
1	1	2,000,000	0%
2	2,000,001	5,000,000	5%
3	5,000,001	10,000,000	10%
4	10,000,001	20,000,000	15%
5	20,000,001	30,000,000	20%
6	30,000,001 and above		25%

(変更後)

段階	所得額 (2021年10月～)		税率
	MMK	MMK	
1	1	2,000,000	0%
2	2,000,001	10,000,000	5%
3	10,000,001	30,000,000	10%
4	30,000,001	50,000,000	15%
5	50,000,001	70,000,000	20%
6	70,000,001 and above		25%

3. 輸出収入の入金

10月以降、輸出入業者として活動する者は、外貨で輸出による収入があった場合、事業支出

による必要経費を除いた残りを、国内への入金から30日以内に、認定取り扱い機関 (Authorised Dealer) の指定するレートで売却することが義務付けられることになりました。

従前には4か月ほどの猶予が与えられていたところ、より外貨の獲得が求められていることがわかります。

4. 人民元と日本円の両替

10月中旬より、従来USD、EUR、SGD、THB、MYRの5つの通貨としか国内での両替ができなかったところ、新たに中国人民元CHY (RMB) と日本円JPYも両替が可能な通貨として認められました。

これは、もともと取引通貨としては認められていたが、両替が可能とはされていなかった両通貨の取り扱いを認めるもので、取り扱いのできる業者自体が少なく、まだ実質的に両替可能な店舗は多くないと見られていますが、今後、中国・日本からのビジネス、旅行での入国者に利便を図り、外貨を獲得しやすくする狙いがあると考えられます。

5. ステイパーミットのオンライン申請

ビジネスビザのみでは70日までしか連続して滞在できないことから、ミャンマーで半年～1年という期間、国外に出て入国しなおさなくとも滞在できるよう、補完的に設けられているステイパーミット (Stay Permit) ですが、11月からオンライン申請が可能になりました。

国内滞在中の外国人は滞在期限切れ5日前までに、専用サイト (<https://estay.moip.gov.mm/>) から申請すればステイパーミットが取得できることになっています。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com



【インドネシアと日本のどちらの国 で税金を支払うか？-②】 ＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

米国公認会計士

加藤 豪氏

前回、「インドネシアと日本のどちらの国で税金を支払うか？」というテーマで、混乱しがちな①居住性の判断、②国内(外)源泉所得について基本的な考え方をみてきました。今回は、よく耳にする「183 日ルール」について、考え方を整理していきたいと思います。

次の質問は、インドネシアで働いていると非常によく耳にする「183 日」という数字についてです。

Q: この 183 日という数字が記載されている条文は、実は 2 か所あるようです。1 つは、「Income tax Low No. 16 of 2009」、もう 1 つは、「租税条約 15 条 (短期滞在者免税)」です。具体的な内容は次の通りです。

【Income tax Low No.16 of 2009 (意訳)】

次に該当する者はインドネシアの居住者とする。

- ①インドネシアに住所を有する
- ②過去の 12 か月間において 183 日超の期間、インドネシアに滞在した
- ③年度中にインドネシアに滞在し、その後もインドネシアに居住する予定である

【租税条約 15 条 2 項 (意訳)】

日本 (インドネシア) の居住者がインドネシア (日本) 国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の条件より、日本 (インドネシア) においてのみ租税を課することができる。

- ①当該年を通じて合計 183 日を超えない期間インドネシア (日本) 国内に滞在すること。

※その他一定の条件あり

一見すると同じ内容が記載されているように見えるこれらの条文については、どのように読み解けば良いのでしょうか？

インドネシア国内法については「居住者の定義」を記載しており、租税条約については「短期滞在者免税」について記載しています。同じようにみえるこれらの内容は実は全く違うものなのです。ポイントは次の通りです。

【ポイントまとめ】

- 居住者の定義により居住者に該当した場合全世界所得課税により課税 (課税形式が全世界所得課税となる)
- 短期滞在者免税の適用対象に該当した場合インドネシア国内源泉所得に該当しても 183 日以下の滞在の場合には免税

つまり 183 日以下の滞在で免税となるのは、国内法による居住者に該当しないためではなく、租税条約の短期滞在者免税の適用対象に該当するためとなります。

近年では、この短期滞在者免税を悪用した課税逃れが国際的に問題となっています (183 日以下の滞在の場合で各国の国内源泉所得である場合でも、免税としたいがために担当者を 183 日ごとに交代させて実際にビジネスを行っている国に税金が落ちなくするスキーム等) が、インドネシアにおいては KITAS を取得したと同時に「居住者として全世界所得課税」及び「短期滞在者免税の適用不可」とみなされるために、両方をいっしょくたに考える方も多いのかと思っています。

いままでは Income tax Law No.16 of 2009 に基づいた居住性が何で判断されるかあいまいでしたが、オムニバス法改正により、半年以上のKITAS を保持しているかどうかで判断されることが明記されました。したがって、6 カ月のKITAS を取得した場合には、NPWP を取得する必要もなく、短期滞在者免税の適用も可能だと解釈されています。逆に言うと 12 か月の通常のKITAS を取得した場合は、仮に実際の滞在が 183 日以下であっても、問答無用で、「居住者として全世界所得課税」及び「短期滞在者免税の適用不可」になりますので、この点留意が必要です。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ法務よもやま話

【個人情報保護法のプレ解説 —来源と本質的特徴—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国弁護士

萩野 敦司氏

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) の弁護士の萩野です。今回は AAP より「タイ法務よもやま話」というタイトルで、タイの法律に関する話をやわらかく、でも少しマニアックにお伝えさせていただければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

1 やや古い「新法」

今日のトピックは、タイの個人情報保護法（「PDPA」）です。PDPA は、2020 年 5 月末に全面施行される予定でした。しかし、実際には 1 年それが延期され、更に 2021 年に新型コロナウイルス感染症の流行のため（私は、本当にそのせいなのか？という疑いを持っていますが…）再度 1 年延期されており、本稿執筆時では 2022 年 6 月 1 日に全面施行予定です。

既に皆さんも PDPA の存在自体はよくご存じのことと思いますが、ここでは、深い内容に立ち入るというよりは、そもそも論として、PDPA がどこからやってきたのか、そしてそこから見る PDPA の本質的特徴について、少しお話ししたいと思います。なので、PDPA の話であって PDPA の話ではないような、そんな話となりますが、どうぞご了承ください。

2 新しい法律の導入の仕方

各国の法律は、様々な形で相互に結び付き合っています。特に、法整備が遅れている国において

は、法理論が進んだ国の法律を導入するケースが多く（これを、「法の継受」といいます。）、日本の現行民法もドイツ法からの継受によるところが大きいことは、ご存知の方も多いかもしれません。

このように、法律の整備においては、整備時点ですでに先進的な他国の法律・法理論を利用しつつ、これを導入する国の実態に適合するようにカスタマイズするというのが従来よく見られた継受の方法論といえます。

そして現代。政治・経済のグローバル化が加速し、サイバー空間というボーダーレスな世界すら出現する中で、最新の法分野において各国が法整備を行うことが喫緊の課題となっています。その中でも特定の法分野においては、通信分野における 5G 規格と同様、自己の法律を「世界標準」として普及させようとする様相すら見せているところ、個人情報保護は、まさにそういったせめぎあいの渦中にある法分野といえます。

このような「法整備の緊急性」と「世界標準化競争」との渦中でやや遅れて法整備を実施する国においては、結局「影響力の強い国」の法律をひとまずそのまま導入するという方法論が採られるのは想像に難くありません。PDPA も、まさにそのような印象を強く受ける法律です。

3 PDPA の本質的特徴は？

PDPA は、EU の「一般データ保護規則」（GDPR）を継受した法律です。そして、その継受の程度は、その主要な部分において GDPR の内容をほぼそのまま移植したといっても差し支えないほどの内容です。実際、私は、PDPA の全文の日本語訳を行いました。翻訳に際して GDPR の対応する条項を参照したところ、もちろん規定の取捨選択及び編集・簡略化の痕跡はあるものの、その一致度の高さに驚きました。

このような形でタイがGDPRを継受した理由は、おそらく①GDPRが内容的に充実していること、②GDPRが情報のEU外への移転の際に移転先の国がGDPRと同等の法整備を行う旨認定すること（十分性認定）を要求していること、が背景にあるように思われ、グローバル化が進む現代においてはやむを得ない選択であったのかもしれません。

ただ、GDPR自体は、ヨーロッパ的（なかならずドイツ的、フランス的）な人権思想をベースとして出来上がっており、その理念を十分性認定というツールで世界的に普及させる気概すら感じる、ある意味極めて野心的な法律です。そのため、ヨーロッパ的な人権思想を（法社会学的に）背景としない国においてひとまず導入しても十分使いこなせないおそれがあり、PDPAも同様の懸念を払拭できません。細則の整備の遅れも、そのような実態が反映されているのかもしれません。

確かにそもそも最新の法制度を導入しても運用が不十分なのは、タイにおいてまみえられる状況（例えば独禁法に相当する「取引競争法」）であって決して珍しくありません。しかしながら、ユーザーサイドの視点からすれば、法律と実務との乖離が存在することになり、対応に苦慮することになるのは厄介な話です。

そのようなPDPAではあるものの、来年には施行される以上、ともあれ現在入手可能な情報に基づく準備をすることが、在タイ企業及びその本社においても大きな課題となっています。この点、GDPRベースでの対策を既に行っている会社であればそれをタイに導入することで基本的に対応可能と思われますが、そうでない場合には、「GDPRベースでの対策」とは何かということから理解する必要があるのが頭の痛いところです。

ただ、GDPRベースの考え方は特に途上国で採用される傾向にあります。例えば中国においても近時「個人情報保護法」が施行されましたが、同法も様々な「中国的味付け」がなされているもののGDPRの流れを汲んでいると評価できます。とすれば、グローバルに活動されている会社におかれては、この際じっくりと取り組んでみるというのも悪い話ではないように思います。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

特別再投資控除 (RA)

<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ 特別再投資控除が更に 2 年間で与えられる
- ・ 2023～2024 年度が対象

<特別再投資控除 (RA) >

N 子: 加藤さん、今日も引き続き予算案のお話を、
宜しくお願い致します。

加藤: 了解しました。

N 子: いくつか重要なポイントがある中で、前回は欠損金の繰越期間が 7 年から 10 年に延びたお話をして頂きました。

加藤: そうですね。あれは、赤字が続いてる会社さんや、コロナで打撃を受けた会社さんには、すごい朗報だったと思います。

N 子: はい。

加藤: 今日は、再投資控除の話をしたと思います。

N 子: 宜しくお願い致します。

加藤: 再投資控除は、工場やプラント、機械などへの適格資本的支出に対し 60% の所得控除枠が認められるものです。

N 子: 10 万リングの機械を買ったら、税務上の減価償却を控除できるのとは別に、追加で 6 万リングの所得控除枠を貰えるという事ですね？

加藤: そうです、そうです。1990 年代にマレーシア進出した日系企業が多くあるのですが、それらの会社さんは 15 年間の控除期間が

2010 年前後から次々に満了する事態になりました。

N 子: なるほど。

加藤: 非常に良いインセンティブなので、期間延長を望む声が多く、私も委員の 1 人なのですが、J A C T I M 等を中心に政府への働きかけも強く行われました。

N 子: なるほど。

加藤: その結果、過去に何度か特別再投資控除 (期限付き) を勝ち取ったんですが、今回もそれと同じですね。J A C T I M 等の働きかけは現在も継続してますので、それが実った形になりました。

N 子: 頼りになりますね！

加藤: はい。今回、RA 期間が追加で 2 年間付与され、20 24 年度まで延長されることとなります。

N 子: はい。

加藤: ちなみに、過去において、まず 2016 年度から 2018 年度の 3 年間、特別に与えられた再投資控除がスタートで、その後コロナの PENJANA の下、3 年間の追加再投資控除 (2020 年度から 2022 年度) が与えられ、そして今回の 2 年間 (2023～2024 年度) の特別再投資控除となります。

N 子: そう考えると、結構くれてるんですね。

加藤: そうですね。ここで、再投資控除をおさらいすると、設備投資ならなんでも OK ではないんです。例えば、機械が古くなったから取り替えたが、特に機能も上がってないし、生産能力上がっていないという様な場合は取れないんです。

N 子: なるほど。

加藤: 具体的には、拡張、近代化、自動化、多様化のいずれかの条件に合致する必要があります。まあ、それぞれに、さらに詳細がありますが、その辺は皆さん会計事務所に確認された方が良いでしょう。

N 子：はい。

加藤：また、製造会社（及び一部の農業会社）向けで、事業開始から少なくとも 36 か月経過している必要があります。各年度において、再投資控除の控除額は、法定所得の 70% が限度となります（特別な条件を満たすと 100% も可能）。

N 子：なるほど。

加藤：15 年間で取得した RA 所得控除枠や、その後の特別 RA 得た所得控除枠の内、未控除の金額は、7 年間繰越可能です（RA については、10 年への変更は言及されていません）。

N 子：良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

韓国駐在員日記

スターシア

(中国・アジア進出支援機構支援メンバー)

公認会計士 公認不正検査士

申原 侑祐氏

2021 年ももう年末に差し掛かろうとしています。

12 月決算の企業では、今頃は、来年の予算作成や予算の承認を行っている時期かと思います。予算作りでは、売上予測はもちろんのこと、人員計画などに基づく人件費予測なども行うかと思えます。

この度は、最低賃金の増加などもあり、年々重要性が増している韓国の人件費回りの制度についてご紹介させていただきます。

韓国の人件費回りの制度は、日本と似ている部分もあり、所得税と社会保険の制度は、ほとんど同じような仕組みとなっております。まず所得税については、毎月会社が給与支給時に源泉徴収し翌月 10 日までに納付し、暦年分を翌年 2 月に年末調整します。

また社会保険については、大きく分けて年金、健康保険、雇用保険、産業災害保険(労災)の 4 種類から構成されており、労災以外は、個人負担分と会社負担分があり、労災は全額会社負担のみとなっております。労災の保険料率が業種によって、異なりますので一概には申し上げ辛いですが、会社の負担分は、概算で給与額の 10%程度を見込んで計算すれば宜しいかと思います。

所得税と社会保険については、日本と似たような仕組みとなっておりますが、ここからは日本と少し異なる部分についてご紹介します。

まずは退職金についてですが、退職金は日本と異なり、1 年以上勤務した職員に対する退職金の

支給が法律で義務付けられております。退職金の計算方法も法律で定められており、簡単に説明すると、1 年勤務に対し、1 ヶ月分の給与を退職金として支給する形となっております。退職金は社内積立により退職一時金の制度だけではなく、企業年金制度も導入されております。確定給付年金(DB 型)と確定拠出年金(DC 型)の 2 つがある点は、日本と同様です。

次に、有給休暇の制度も日本と異なります。日本の場合、未使用分を繰り越すことが可能となっておりますが、韓国では、原則として未使用分の繰越が認められておらず、未使用の有給休暇については、会社が買い取りを行い、手当として支給する必要があります。そのため企業は、有給休暇の使用促進制度というものを採用し、従業員の有給休暇の残日数をアナウンスしたり、有給休暇の使用計画を立てさせるなど、有給休暇を完全消化させ、買取が生じないようにする取り組みを行っている企業もあります。

最後に人件費に関する論点で、毎年話題に上がる韓国の最低賃金の制度についても簡単にご説明致します。韓国の最低賃金は、下の表の通り推移しており、2018 年、2019 年は 2 年連続 10%以上増加するなど、最低賃金が急増しました。韓国の場合、日本のように地域別に最低賃金が定められておりませんので、どこの地域でも一律に下の表の最低賃金が採用されております。

また韓国の勤労法上、1 日の所定労働時間が 8 時間の場合、基本的に月間の所定労働時間が 209 時間(※)と計算されるため、最低賃金が日本と同じか、もしくは低かった場合でも月給換算すると日本より高くなっているというようなケースも生じます。

(単位：ウォン)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
最低賃金(時給)	5,580	6,030	6,470	7,530	8,350	8,590	8,720	9,160
最低賃金(月給)	1,166,220	1,260,270	1,352,230	1,573,770	1,745,150	1,795,310	1,822,480	1,914,440
上昇率	7.1%	8.1%	7.3%	16.4%	10.9%	2.9%	1.5%	5.0%

(※)一般的に日曜日を有給休日として取り扱い、次の通り計算します。

1 週間の勤務時間(40 時間+8 時間)×365 日/7 日
/12 ヶ月=月の所定労働時間 208. …⇒209 時間

人件費に関する費用の予測は、毎年予算作りにおいても、初めて韓国に進出する際の事業計画の作成段階でも重要な点かと思しますので、このような制度を理解して、漏れがないようにして頂ければと思います。

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS 業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : info@starsia.co.jp

中国個人情報保護法の施行

～2021年11月に個人情報保護法が施行されました。

論点が多岐に亘る為、日本本社への適用の有無、

個人情報データの海外移転について説明します。～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

近年、中国政府は情報保護の強化を進めており、すでにサイバーセキュリティ法ⁱとデータ安全法ⁱⁱが施行されています。個人情報保護法ⁱⁱⁱはこれらと並ぶ重要な基本法と言えます。また同法は昨年10月の初回草案（意見聴取稿）の公開から僅か8ヵ月後の2021年8月20日付けにて公布、同年11月1日から施行されるなど、その制定スピードからは中国政府による個人情報保護制度の早期確立への重視が読み取れます。同法は8章74条から構成され、内容が多岐に亘るため、本稿では、日系・日本企業に対して直接的な影響が考えられる同法の域外適用及びデータの海外移転を中心に説明します。

1. “個人情報”の基本的な定義

まず、個人情報保護法（第4条、第28条、第73条）では以下等が定義されています。

▶個人情報：電子或いはその其他方式により記録された識別済或いは識別可能な自然人に関連する各種情報
→更に、個人のセンシティブ情報（具体例：生体識別情報、宗教信仰、医療健康情報、金融口座、行動軌跡、14歳未満の未成年の個人情報等を含む）に対しては、より厳格な保護措置を要求

*但し、匿名化処理された情報は含まない

（尚、匿名化とは情報処理後、自然人を特定できず且つ復元できないプロセスを指す）

▶適用対象：＜原則＞中国国内の自然人の個人情報の処理活動

→“個人情報の処理”には“個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除”等が含まれる

*但し、（下記2の）域外適用要件に該当すれば、中国国外における当該処理も適用対象となる

すなわち、匿名化処理されていない中国国内の個人情報の収集・保存や加工、提供・公開などの各種処理が同法の適用対象であり、日本企業などの海外での当該処理も域外適用要件に該当すれば対象となり得ます。

2. “海外主体に適用される（域外適用）”要件

次に、中国国外であっても同法が適用される、域外適用要件（第3条）は以下の通りです。

- ▶中国国内の自然人に対する製品やサービスの提供を目的とする場合
- ▶中国国内の自然人の行動を分析、評価する場合
- ▶法律、行政法規の規定するその他の状況

従い、中国国内の通販サイトに出店する日本企業を始め、現地法人や中国国内での経営活動を通じて得た個人情報に基づき分析・評価を行う等、この域外適用の対象となる日本企業も相応にあるかと思えます。

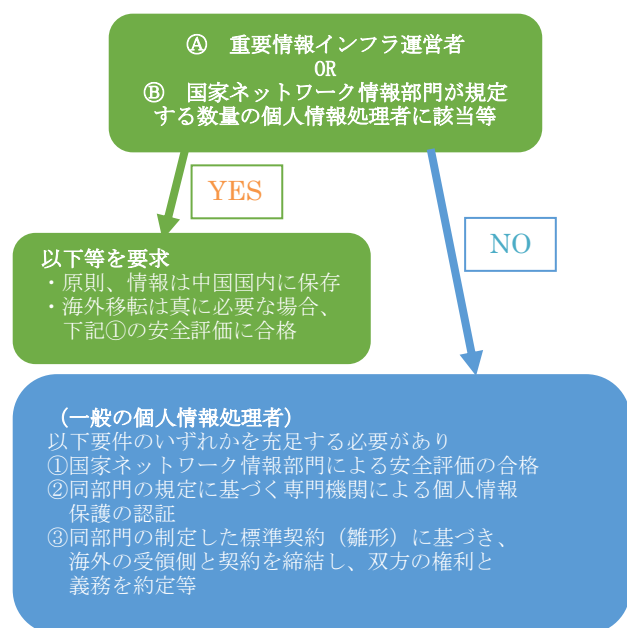
この際、中国国内に（情報処理の）専門機構或いは代表者を指定し、当該機構/代表者名や連絡先等を個人情報保護主管部門に届出する必要があります（第53条）。具体的な届出方法は未定ですが、留意が必要です。

3. 越境データの取扱い

一方、中国国内から海外へのデータ移送（越境データの取扱い）に対しては、まず中国国内の当該個人情報の処理者が、事前に個人から同意取得^{iv}や個人への通知^vなど必須事項を実施することが前提となります。

その上で、当該データを取扱う主体により、更に遵守すべき以下等の要件を定めています。

【越境データの取扱い主体による、各種要件 (第 38 条・第 40 等)】



上記①の重要情報インフラとはサイバーセキュリティ法では“公共通信と情報サービス、エネルギー、（中略）、一旦機能の損壊や喪失或いはデータ流出が起これば、国家の安全、公共の利益等に深刻な危害が発生し得る（第 31 条）”等と定義されていますが、上記②で示す取扱量の“一定数”の具体的基準は現状未定です^{vi}。

更に、一般の個人情報処理者の場合でも充足すべき上表①～③の詳細も未定であり、補充規定等の公布が待たれます。また、データの取扱い主体にかかわらず、前述のセンシティブ情報の取扱いには、越境移転を含めて事前に影響評価が要求される点にも留意が必要です(第 55 条)。

4. 罰則規定の強化

個人情報保護法の特徴の一つとして、罰則規定の厳格化にも注意が必要です。例えば、サイバーセキュリティ法の関連条項等と比較すれば、同法での最高罰金額（法人と責任者個人がそれぞれ 50 万元と 10 万元）が、個人情報保護法では法人と責任者個人がそれぞれ最高 5000 万元/前年度売上高の 5%以下と 100 万元等へと大幅に増額されています^{vii}。

5. まとめ

現時点では、要求される各種手続きが必ずしも明確にはなっていない状況の一方で、繰り返しになりますが罰則規定が厳格化されています。また、本稿では日本本社や越境データに焦点を絞っていますが、同法は主として中国国内における個人情報保護に主眼を置き、現地法人など中国国内での適用範囲・遵守事項はより広範です。従い、日本本社が同法の適用対象となる場合は言うまでもなく、現地法人が適切な個人情報保護措置を採っているかは、今後、日本本社として適切に把握・管理すべき重要事項です。既に関連規定の草案も公表されており、今後の補充規定や実務運用の注視と共に、各種法的要求への適切な準備・対応が望まれます。



-
- ⁱ 同法の原文 URL は以下参照
URL:http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001605.htm
- ⁱⁱ 同法の原文 URL は以下参照
URL:<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/7c9af12f51334a73b56d7938f99a788a.shtml>
- ⁱⁱⁱ 同法の原文 URL は以下参照
URL:<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753fe.shtml>
- ^{iv} 個人情報の処理が可能となる状況は、個人の同意取得以外にも、個人が一方の当事者となる契約の締結や履行に必須、或いは法に基づき制定された労働規程制度に基づき、法により署名された集団契約に基づく実施を人事資源管理部門が必須とする場合ほか、第 13 条に列挙されている。
- ^v 個人への通知事項や方法等の詳細は第 17 条に列挙されている。
- ^{vi} 但し、下記・データ出境安全評価弁法（意見聴取稿）では一般情報の累計が 100 万人に達した場合等に安全評価が求められている。
URL:http://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zlk/202110/t20211029_440266.html
- ^{vii} 但し、本年 9 月 1 日施行のデータ安全法では、重要データの海外提供等において最高額 1000 万元（法人）・100 万元（個人）等の罰金が科せられる（第 46 条）。

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323／【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら） Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。